

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定居宅介護支援事業者の指定
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 7 9 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 (平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 条例 第 8 7 号) ・指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 1 1 年 9 月 1 7 日 老企 第 2 2 号) <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	設定等年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日 設定 平成 2 7 年 4 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	毎月 1 0 日までに申請があったものを審査し翌月 1 日に指定を行なう。
	設定等年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		